

八代市創業支援事業補助金

【募集要項】

【問合せ先】

八代市経済文化交流部 商工・港湾振興課 商業振興係

住 所：〒866 - 0844

八代市旭中央通3 - 11 TSビル4F

電 話：0965 - 33 - 8513

1 事業の目的

市内における創業を促進し、産業の活性化を図るため、新たに創業しようとする者、第二創業しようとする者、創業後の事業拡大をしようとする者、第二創業後の事業拡大しようとする者に対し、八代市創業支援補助金を交付いたします。

2 補助対象者

本補助金の対象者は、は、市内において創業又は創業後の事業規模の拡大を行う者であり、以下の（１）から（６）の要件をすべて満たすものであることが必要です。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 補助金の交付の申請を行う日の属する年度内に創業を行う者
 - イ 補助金の交付の申請を行う日において創業の日から2年を経過しない個人事業主
 - ウ 先代経営者から1年以内に事業を承継した者若しくは補助事業の完了する日までに事業を承継し、先代経営者が代表者を退任する予定の者
- (2) 補助金の交付を受ける年度の末日までに、以下の条件を満たすこと
「前号のアに該当する者」
 - i 補助対象事業について、市長から八代市認定創業支援等事業計画に記載された特定創業支援等事業の支援を受けた証明書を受けること。
 - ii 市内に本店又は主たる事業所を開設し、市内において事業を開始すること。
「前号のイに該当する者」
 - i 補助対象事業について、市長から八代市認定創業支援等事業計画に記載された特定創業支援等事業の支援を受けた証明書を既に受けていること。
 - ii 市内に本店又は主たる事業所を開設し、市内において事業を開始していること。
「前号のウに該当する者」
 - i 第二創業として行う補助対象事業について、市長から八代市認定創業支援等事業計画に記載された特定創業支援等事業の支援を受けた証明書を受けること。
 - ii 市内に本店又は主たる事業所を開設し、市内において事業を開始していること
 - iii 市内に本店所在地とした法人登記を行っていること。

- (3) 3年以上継続して事業を行う見込みがあること。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 八代市暴力団排除条例（平成23年八代市条例第32号）第2条第1号から第3号までに規定する者（以下「暴力団等」という。）でないこと。
- (6) 過去に補助金及び八代市商店街活性化事業補助金の交付を受けていないこと。

※ただし、企業組合、協業組合、協同組合、商工組合、有限責任事業組合、NPO法人、学校法人、宗教法人及び医療法人並びに任意の団体を除きます。

3 補助対象事業

次に掲げる要件の全てを満たすものとします。

- (1) 飲食業、サービス業又は製造業であって、新たな需要及び雇用の創出並びに市内経済の活性化に資すると認められるものであること。
- (2) 特定創業支援事業により支援を受け、又は受ける予定である事業であること。

ただし、次の各号にいずれかに該当する場合は補助対象外とします。

- (ア) 下記の『対象外となる業種』に掲げる業種
- (イ) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
- (ウ) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社が行う事業
- (エ) 夜間営業のみの事業
- (オ) 公序良俗等の観点から補助事業とすることが適当でないと認められる事業
- (カ) 法令に違反する事業
- (キ) その他市長が適当でないと認める事業

『対象外となる業種』

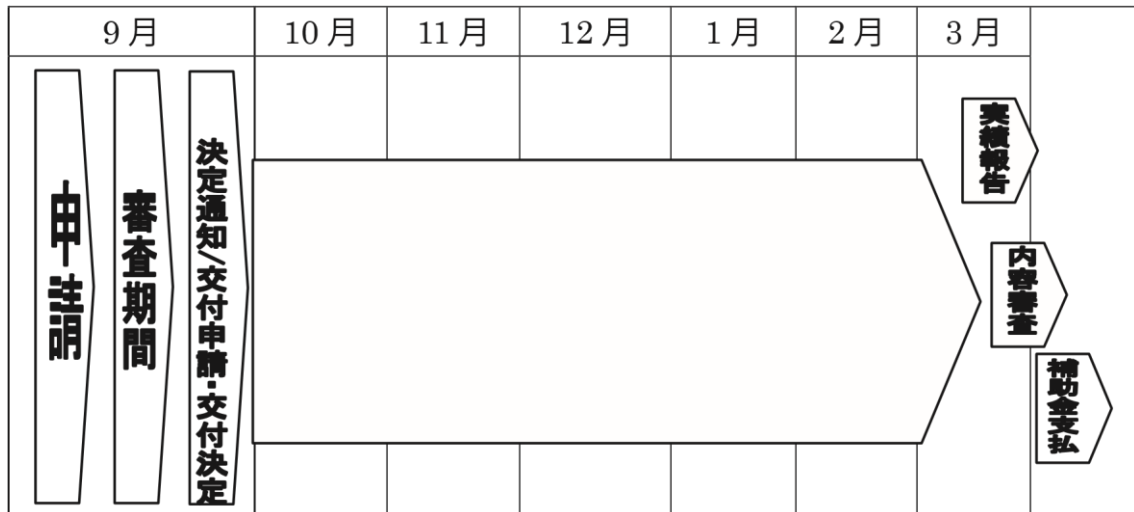
- ① 農業及び林業（農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業を除く。）
- ② 金融業・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
- ③ 医療・福祉の医療業のうち、病院、一般診療所、歯科診療所及び助産・看護業
- ④ 次に掲げるサービス業
 - ア 風俗営業・性風俗関連特殊営業等風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制

の対象となるものイ 競輪・競馬等の競走場及び競技団
 ウ 芸ぎ業及び芸ぎ斡旋業エ 場外馬券売場、場外車券売
 場及び競輪・競馬等予想業
 オ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想等の調査等を行う
 ものに限る。）カ 集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずる
 ものを除く。）キ 易断所、観相業及び相場案内業ク 宗教
 ケ 政治・経済・文化団体

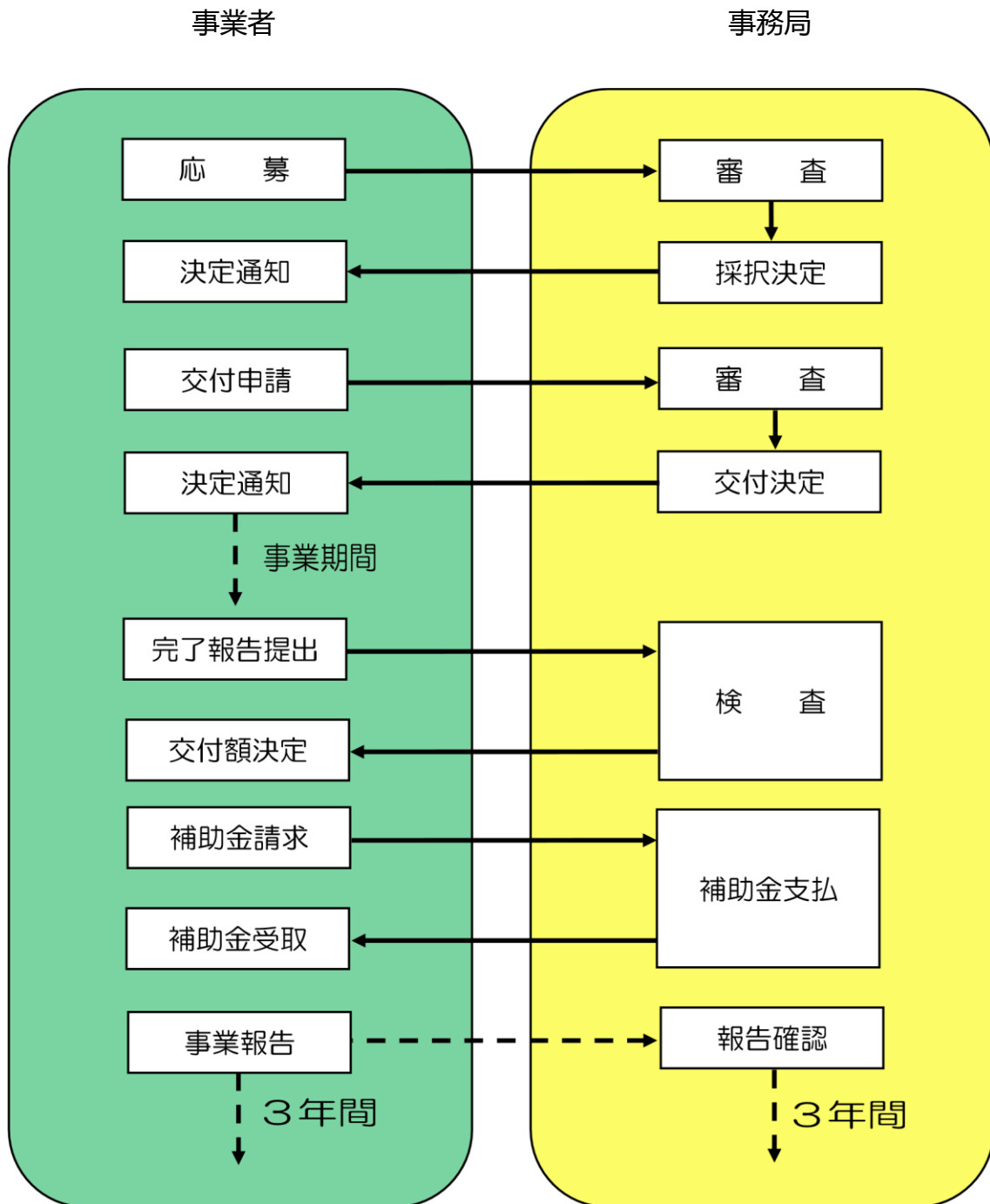
4 補助対象期間

交付決定日から交付決定年度の 3 月 31 日までとします。

【9 月に申請を行い、年度末まで事業を行った場合の流れ】



5 事業のおおよその流れ



6 補助対象経費

- (1) 事業所改修費用 事業所の開設に伴う外装及び内装並びに設備の設置に係る工事費用
(事業所が住居を兼ねる場合は、事業所専用部分に係るものに限ります。)
- (2) 設備・備品購入等費用
事業の実施に必要な設備及び備品の購入費並びにリース料
(中古品の購入費を含み、消耗品等の購入費を除きます。)
- (3) 販売促進費用
広告宣伝費 パンフレット、チラシ等制作費 ホームページ作成費マーケティング費用
- (4) その他市長が適当と認める費用 市長が適当と認める経費

※ただし、補助対象経費は、補助事業に係る経費として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものでなければならない。

※交付決定以前に着手したもしくは着手中の(1)～(4)の事業は補助対象経費の対象外とします。

7 補助率等

- (1) 補助率 補助対象と認められる経費の3分の2以内

ただし、補助対象経費に係る消費税等仕入控除税額を減じた額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

- (2) 補助上限額 20万円

8 応募件数

同一者での応募は、1件とします。

9 応募手続きの概要

(1) 募集期間

毎年度2月末日まで（末日が土日祝日の場合は直近の2月の平日）

※予算終了時点で締め切ります。

(2) 提出先（問合せ先）

〒866-0844

八代市旭中央通3-11 TSビル4F

八代市経済文化交流部 商工・港湾振興課 商業振興係 宛て

電話：0965-33-8513

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

月曜日～金曜日（土日祝・年末年始を除く）

※審査は書類が届いた順に行います。

(3) 提出書類

本募集で指定する事業計画書の様式を必ず使用してください。

(4) 提出方式

事務局への応募書類の提出は、持参もしくは郵便又は宅配便等で行ってください。なお、提出の際は封筒等の表面に「平成30年度 創業補助金応募書類在中」と朱書きしてください。

【提出必要書類】

- ① 八代市創業支援事業補助金交付申請書（様式1）
- ② 八代市創業支援事業補助金事業計画書（様式1の2）
- ③ 暴力団等でないことの誓約書（様式1の3）
- ④ 八代市認定創業支援等事業計画に記載された特定創業支援等事業の支援を受けたものは証明書の写し（八代市認定創業支援等事業計画に記載された特定創業支援等事業の支援を受けているもの、またはこれから支援を受ける予定のものは、交付を受け次第、証明書の写しを提出すること）
- ⑤ 申請者が個人事業主の場合、直近の確定申告書の全部写し及び税務署受付印が押印された開業届の写し（申請時に所持していない場合は、交付を受け次第、提出すること）。申請者が法人の場合は、登記事項証明書。
- ⑥ 補助対象経費の見積書等の写し又はそれに代わるもの
- ⑦ 事業所の場所が分かる位置図、事業着手前の内部及び外部の写真
- ⑧ 既に事業所の賃貸借契約又は売買契約を結んでいる場合は、その契約書の写し
- ⑨ 事業所の改装に係る図面

- ⑩ 法令許認可等が必要な場合、資格認定書、許認可証の写し
- ⑪ 市税の完納証明書（個人の場合は申請者のもの、法人の場合は法人のもの）
- ⑫ 必要に応じて市長が指定する書類

10 選考

選考は、書類の到着順に資格要件等及び事業内容等により審査を行います。

- ① 資格審査（申請者全員）
主に『2. 補助対象者』に該当しているか審査します。
- ② 書面審査（資格審査を通過した方）審査委員が事業計画等の提出された書類をもとに、下記のポイントについて審査を行います。

【審査のポイント】

（事業の実現可能性）

- ・商品やサービスの具体化までの手法やプロセスが明確であるか？
- ・事業実施のための資金計画・人員の確保のめどが立っているか？

（事業の継続性）

- ・事業実施内容と実施スケジュールが明確になっているか？
- ・売上・利益計画に妥当性・信頼性があるか？

（事業の収益性）

- ・ニーズを的確にとらえているか？
- ・事業の収益性が見通しが妥当であるか？

※審査の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますのであらかじめご承知ください。

11 採択

審査結果は応募者全員に対し、事務局から文書による採否結果をお送りします。

12 交付決定

採択の通知後、採択された方から補助金交付申請書の提出等、補助金の交付に係る必要な手続きを行ってください。

13 交付決定後、事業完了までに

本事業の交付決定を受けた者は、適宜下記の報告をお願いします。

(1) 個人開業、法人設立完了の報告

交付決定後、開業もしくは法人を設立した場合は、速やかに事務局に所定の届け出を行ってください。

(2) 認定特定創業支援等事業を受けたことの証明書

応募時に認定特定創業支援等事業を受けた証明書を提出されていない方は、補助事業が完了するまでに当該事業をうけ、証明書を事務局に提出する。

(3) 補助事業の計画内や経費の配分変更等

交付決定を受けた後に、本事業の経費の配分もしくは内容を変更しようとする場合又は本事業を廃止しようする場合は、事前に事務局の承認をうけてください。

(4) 補助事業の期間の変更

交付決定を受けた後に、本事業の実施期間の短縮、又は延長しようとする場合は、事前に事務局の承認をうけてください。

(5) 逐次状況調査及び報告

事務局が必要と判断した場合、補助事業期間中において、事業の遂行状況を適宜確認します。事務局から指示があった場合には、速やかに報告書を提出してください。

1 4 事業完了・補助金の交付

補助金の交付については、補助事業の完了後、30日以内に実績報告書を提出していただき、実施した内容の検査と経費内容の確認により、交付すべき補助金額を確定したあと、精算払いとなります。

1 5 交付金交付後の補助事業者の義務

本事業の交付決定を受けたものは、以下の条件を守ってください。

- (1) 事業状況報告補助事業完了後、3年間、当該事業について事業状況報告をしていただきます。
- (2) 取得財産の管理等補助事業において取得した財産については善良なる管理者の注意をもって適切に管理してください。

(3) 補助事業の経理補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業完了した年度の終了後5年間、管理・保存してください。

(4) 立入検査本事業の進捗状況確認のため、事務局が実施検査に入ることがあります。

検査結果により補助金の返還を命じることがあります。